

平成28年 夏の交通安全県民運動実施要綱

平成28年5月30日
福井県交通対策協議会

第1 目 的

この運動は、夏の行楽期を迎え、飲酒運転やスピードの出し過ぎ等の無謀運転、疲労による過労運転等を防止するとともに、県民に交通安全意識の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期 間

平成28年7月21日(木)から7月30日(土)までの10日間

第3 主 唱

福井県交通対策協議会

第4 重点推進事項

●交通安全啓発活動

重点的な啓発項目を定めて、集中的に街頭啓発を行うなど、県民への交通安全啓発活動を強化する

●高齢者・若者運転者対策

県警察や県が実施する対策の周知・協力など、関係者が一丸となって高齢者や若者の事故を抑止する

第5 統一行動日

●北陸三県統一「子どもと高齢者の交通事故ゼロの日」

平成28年7月30日(土)

●一斉街頭活動日

平成28年7月21日(木)

第6の実施機関・団体が、県下一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第6 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第7 推進方法

- 1 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織に浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、これに基づき早期に推進体制を確立するものとする。
- 2 実施機関・団体は、本運動が県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、それぞれに創意工夫を凝らした交通安全教育、街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、あらゆる広報媒体を積極的に活用して、県民に対する交通安全意識の啓発に努めるものとする。
なお、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く県民に訴える際には、交通事故被害者等の視点に配慮しつつ理解の増進に努めるものとする。

第8 運動の重点と取組み

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止（北陸三県統一重点）
- 2 若者運転者対策の推進
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

重点1 子どもと高齢者の交通事故防止（北陸三県統一重点）

自動車運転者に子どもや高齢者に対する保護意識の醸成を図るとともに、子どもと高齢者には交通安全意識の高揚を図り交通事故を防止する。

【運 転 者】

- 歩行中および自転車利用中の子どもを見かけた時は十分な減速を行うほか、子どもの側方を通過する際には十分な間隔を保持するなど「子どもを見かけたらスローダウン」の県民運動を推進する。
- 高齢歩行者等（高齢歩行者・電動車いす利用者、高齢自転車利用者）や高齢運転者標識の表示車両を見かけた時は、減速、徐行するなど思いやりのある運転に努める。
- 「早めのライト点灯」、「夜間ハイビーム実践運動」の励行により視界を確保し、子どもや高齢者等の早期発見に努める。

【子 ども】

- 夏休みに入り、外出する機会が増えることから、道路では遊ばない、信号は守る、横断歩道を利用するなどの交通ルールを守る。
- 自転車は「車のなかま」です。自転車安全利用五則（①自転車は、車道が原則、歩道は例外、②車道は左側を通行、③歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行、④交通ルールを守る、⑤子どもはヘルメット着用）を守る。

【高 齢 者】

- 外出は、明るい時間帯に済ませるように努め、薄暮や夜間に外出する際は、反射材や明るい色の服装を着用する。
- 猛暑日や体調の悪いときは、外出、車の運転は控える。
- 参加・体験・実践型の交通安全教室へ参加し、交通ルール・マナーの理解を高める。
- 加齢に伴う身体機能の低下を理解してもらうため、運転に不安を感じている高齢者（70歳以上）が運転する車両にドライブレコーダーを設置し、映像を基に、個別の安全運転指導を行っている県警察の施策を活用する。
- 自転車利用時は、自転車安全利用五則を守る。



【家庭・地域・職場】

- 家族ぐるみ、地域ぐるみで子どもと高齢者に対する交通安全の「声かけ」を励行するなど保護意識、街頭での交通安全指導を徹底する。
- 地域や職場におけるあんしん歩行エリア、スクールゾーン等を地域や職場で点検し、子どもと高齢者の安心通行エリアを確保する。
- 免許返納を呼びかけるテレビCMやチラシにより、高齢者自身に免許返納の必要性を訴える。また、高齢免許返納者サポート制度を充実することにより、免許返納後の生活の利便性の向上を図る。
- 危険な高齢歩行者や高齢運転者を発見・把握した場合は、「声かけ」を行うほか、県警察おたすけコール(0776-23-4949・兄さん、至急、至急)、110番により警察に連絡する。

重点2 若者運転者（16歳～24歳）対策の推進

県警察や県が実施する対策の周知・協力など、関係者が一丸となって若者の事故を抑止する。

【運 転 者】

- 夏期のレジャーや旅行で、夜間や長時間の運転が予想される場合は、小まめに休憩を取り、安全運転に努める。
- 通勤、帰宅時は、仕事の疲れや暑さから、集中力が欠け交通事故の危険性があることを認識し、無理のない運転をする。
- 運転経験の浅い運転者は、自分の力を過信して、スピードを出したがるといった傾向があるため、スピードメーターを確認し、安全運転に努める。

【家庭・地域・職場】

- 自動車運転免許証取得前や運転経験の浅い若者を対象に、学校や事業所等と連携し、出前型の交通安全教育による交通安全意識の高揚を図る。
- 県からのメールマガジン、ホームページにより、安全運転に係る情報を発信し、企業、会社、若者に交通安全意識を啓発する。
- 交通安全運転実践事業所での、「従業員の安全教育」、「家族への呼びかけ」、「地域での交通啓発活動」を取り組みにより、若者に対する交通安全意識の高揚を図る。



重点3 飲酒運転の根絶

交通事故に直結する飲酒運転の悪質・危険性、飲酒運転者に対する厳罰化を訴えて意識改革を進め、交通安全意識の高揚と飲酒運転の根絶を図る。

【運転者】

- 飲酒運転者に対する刑事処分、行政処分が大幅に強化されたことを十分認識し、酒気を帯びた状態で車両等を運転しない。
- 飲酒運転の悪質・危険性について理解し、飲酒後に急用が生じたとしても車両等を運転しない。

【家庭・地域・職場】

- 酒気を帯びた人には、絶対に運転させない。
 - ・ 飲酒運転をするおそれがある人に、車両等を提供しない
 - ・ 飲酒運転をするおそれのある人に、酒類を提供したり飲酒を勧めたりしない
 - ・ 運転者が酒気を帯びていることを知りながら同乗しない
- 運転者に対する酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動を推進する。
- 飲酒運転の危険性、責任の重大性について話し合い、飲酒運転を許さない環境づくりに努める。
- 自動車を使用する事業所等は、アルコール感知器等による検査を励行し、業務中の飲酒運転防止に努める。

重点4 全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使い方を周知徹底し、交通事故発生時の被害防止や被害軽減を図る。

【運転者・同乗者】

- 車に乗る時は、全ての座席でシートベルトを正しく着用する。
- チャイルドシートを使用したときの効果と使用する必要性を理解し、乳幼児の体格に合ったチャイルドシート等を使用する。
- 乳幼児に対して安易にシートベルトを使用したり、同乗者の膝の上に乳幼児を抱えた状態でシートベルトを装着したりしない。

【家庭・地域・職場】

- シートベルトやチャイルドシートの使用効果と必要性等について話し合い、正しい着用を習慣付ける。
- 自動車で出かけるときは、シートベルトの着用について出発前に互いに声をかけて確認する。
- バス乗車の場合でも、シートベルトは確実に着用する。

